

税金

固定資産税・都市計画税
納税通知書は4月下旬に発送
固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

減免申請
対象 一定の要件を満たす人
※詳しくは問い合わせ

申請方法 5月31日(火)までに納税通知書とすべての納付書、身元確認書類、個人番号確認書類を持参

問合せ 課税課
☎06(6902)5918

軽自動車税(種別割)
納税通知書は5月上旬に発送
軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。4月2日以降に名義変更や廃車の手続き

市役所の時間外・日曜相談窓口(5月)

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合先など
マイナンバー	8日(日)・29日(日) 午前9時～正午 20日(金)午後5時30分～7時	業務内容 マイナンバーカードの交付・再交付、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定・ロック解除、マイナンバーに関する相談 ※混雑時には待ち時間が発生することがあります。予めご了承ください 相談・問合先 市民課 ☎06(6902)5821
国民年金	29日(日) 午前10時～午後3時	持ち物 基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど ※離職した人、代理人の申請時は別途必要書類あり 問合先 市民課 ☎06(6902)6005
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料納付		持ち物 運転免許証など本人確認ができる物 相談・問合先 収納課 ☎06(6902)5935

をしても、その年は課税され、払い戻しはできません。
◆減免申請は5月31日(火)まで
対象 身体に障がいがあるなど、一定の要件を満たす人
※詳しくは納税通知書に同封のチラシ参照
問合先 課税課
☎06(6902)5874

◆新型コロナウイルス拡大防止のため、お問い合わせはなるべく電話でお願います
◆納税相談は収納課へ
問合先 収納課
☎06(6902)5935

納付済通知書の廃止
3年度から口座振替の人に一斉送付していた納付済通知書を廃止しました。車検用の納税証明書が必要な人のみ送付しています。
◆確定申告などで納付済額の情報が必要な人へ
税額決定通知書、領収証書、

年金

国民年金に関するお知らせ

◆国民年金に加入しましょう
20歳～59歳のすべての人は国民年金への加入が必要です。
職業などにより加入手続きや保険料の納め方が異なります。
国民年金は老後の保障だけでなく、障がいの状態になった場合や、一家の担い手が死亡した場合などにより本人や家族の生活を支える制度です。必ず加入し、保険料を納めましょう。
◆国民年金保険料の支払いが困難な時は免除申請を
国民年金保険料に未納期間がある、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。納付が困難な場合は免除申請をして未納期間がないようにしましょう。
問合先 収納課
☎06(6902)5939

口座振替通帳で確認できます。
問合先 収納課
☎06(6902)5939

南部市民センター内サービスコーナーをご利用ください

取扱内容	○平日…住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍附票の写し、印鑑の登録と廃止、年金現況届の証明、住居表示証明書、身分に関する証明、不在住証明書、課税(所得)証明書 ○土・日曜日、祝日…住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、年金現況届の証明、住居表示証明書 ※月曜日が祝日の場合は休館
問合先	南部市民センター ☎072(885)1141

人権

全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談

門真地区人権擁護委員会では、特設人権相談窓口を開設します。気軽にご相談ください。秘密は厳守します。
とき 6月1日(水)午前10時～正午、午後1時30分～3時30分
※事前申込不要
ところ 相談室2
(市役所別館3階)
費用 無料
相談員 人権擁護委員
問合先 人権市民相談課
☎06(6902)6079

5月3日の「憲法記念日」を含む5月1日～7日は「憲法週間」です。全国でさまざまな啓発活動が行われており、市では講演会を開催します。
とき 5月20日(金)
午後2時30分～4時
ところ 保健福祉センター
内容 SNS上のプライバシー権の現在
講師 石橋徹也(弁護士)
費用 無料
※手話通訳・要約筆記あり
申込方法 電話またはFAX
※FAXの場合は住所、氏名、電話番号、FAX番号を記入して送信
申込・問合先 人権市民相談課
☎06(6902)6079
FAX 06(6902)3264

保険

後期高齢者医療保険料

◆4年度保険料年額の算定
均等割額(被保険者1人あたり5万4461円) + 所得割額(賦課のもととなる所得金額×所得割率11・12%)
※限度額66万円
◆均等割額の軽減
世帯内の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。
軽減判定
4月1日時点の世帯状況、4月2日以降に加入した場合は5月1日～7日は「憲法週間」市人権講座「ともに生きる」

加入日の世帯状況で判定
○軽減判定時の総所得金額等には専従者控除、譲渡所得の特例控除に係る部分の税法上の規定は不適用
○65歳以上で公的年金等控除額の控除を受けた人は、公的年金等の所得金額から15万円を控除した所得金額で軽減を判定
○世帯主が被保険者でない場合でも世帯主所得が軽減判定対象
○転入などにより所得金額が不明の場合は均等割額を保険料として決定。前住所地などへの照会で所得金額がわかれば再計算をし、翌月以降に保険料を変更する場合あり
◆会社の健康保険などの被扶養者の保険料軽減
後期高齢者医療制度に加入する日の前日に会社の健康保険や

上下水道

水道メーター取り替え

5月の取替工事予定地区
本町、殿島町、栄町、本町、小路町、堂山町
※地区を追加する場合あり
※不在でも取り替える場合あり
施工業者 (株)星和管工
千石西町15-6
☎072(882)9215
費用 無料
市職員を装った訪問販売、詐欺にご注意ください
問合先 お客さまセンター
☎06(6903)2122

新たに上下水道が整備された区域の土地所有者または権利者に下水道事業受益者負担金が賦課されます。下水道事業受益者申告書を5月初旬に土地の所有者に送付しますので、土地の所在や地積などを確認し、期限までに提出ください。負担金の決定通知書と納付書は9月上旬に送付します。
賦課対象区域
打越町、沖町、北島町、桑才新町、四宮6丁目、島頭2丁目、下島町、千石西町、千石東町、野里町、東田町、舟田町、三ツ島3丁目・5丁目、柳田町の各一部
※詳しくは問い合わせ
申告方法 5月31日(火)までに申告書を郵

寄附・寄贈

◆門真ロータリークラブ様
英語力向上の推進のため、英語教材および筆記用具を寄贈いただき感謝いたします。
◆北おおさか信用金庫様
新型コロナウイルス感染症対策のため、多額の寄附をいただき感謝いたします。

送(必着)または持参
提出・問合先
〒571-0053
泉町7-23
お客さまセンター
☎06(6903)8149

◆均等割額の軽減判定区分

軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額
7割	1万6338円	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えないとき
5割	2万7230円	基礎控除額(43万円) + 28万5000円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えないとき
2割	4万3568円	基礎控除額(43万円) + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えないとき

※給与所得者等の条件など詳しくは問い合わせ